

各所属長

このたび、水上警察活動の体制強化を図るため、警察用船舶（以下「警備艇」という。）を配備したことに伴い、別添のとおり青森県警察用船舶管理運用規程（平成10年3月青森県警察本部訓令第4号）を制定し、平成10年3月6日から施行することとしたので、所属職員に周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な運用に努められたい。

記

## 第1 制定の趣旨

本県は、三方を海に囲まれている上、年間を通じて外国船が入港する青森、八戸の国際港を擁しており、今後も外国船の往来が増加することが予想されるが、これに伴い、けん銃、薬物等の密輸入事犯及び密入国事犯の発生が懸念されるほか、組織的な密漁事犯が跡を絶たない状況にあること、さらには、マリンスポーツの普及と相まって事故の多発が予想されるなど、水上警察事象は複雑、多様化してきている。

こうした情勢を踏まえ、警備艇による県内沿岸水域を対象とした広域運用を実施し、水際対策の強化と水上警察事象に対する迅速、的確な対応を図るため、訓令を制定し、警備艇の適正な管理及び計画的かつ効果的な運用を推進することとしたものである。

## 第2 解釈及び運用上の留意事項

### 1 配置（第2条関係）

警備艇は、八戸警察署に配置することとした。

### 2 管理責任者等（第3条 第5条関係）

警備艇の管理及び運用に関する総括責任者である「管理責任者」として生活安全部長を、警備艇の安全かつ効率的な広域運用を推進する「運用責任者」として生活安全部地域課長を、さらに、通常運用する「使用責任者」として八戸警察署長をそれぞれ定め、警備艇の適正な管理運用に当たることとした。

### 3 警備艇勤務員（第6条関係）

(1) 警備艇には、乗船警察官及び船舶職員（以下「警備艇勤務員」という。）を配置することとした。

(2) 乗船警察官とは、八戸警察署水上警備派出所勤務を命ぜられた警察官で、専ら警備艇に乗船して水上警察活動に従事する者をいう。

なお、捜査活動等のため一時的に乗務を命ぜられた者は、本条にいう警備艇勤務員ではないが、警備艇に乗船中は、警備艇勤務員として遵守すべき義務を準用するものとする。

(3) 船舶職員とは、船舶職員法（昭和26年法律第149号）で定める資格を有する者で、青森県警察組織規程（昭和36年11月青森県警察本部訓令甲第12号）第17条の3に規定する船長、機関長、航海士及び機関士をいう。

### 4 警備艇勤務員の勤務方法（第7条関係）

(1) 乗船警察官の勤務方法は、通常勤務と特別勤務とした。通常勤務とは、警ら、訪船連絡及び待機をいう。

ア 警らとは、第9条に定める運用区域を巡航して、犯罪の予防・検挙、船舶交通の指導取締り、危険の防止及び運用区域内の実態把握に当たる船舶警らと運用区域内の陸上沿岸を徒歩等により行う沿岸警らをいう。

イ 訪船連絡とは、交番、駐在所勤務員が行う巡回連絡に当たる活動であり、停泊中の船舶を訪船し、船員、旅客等に対して防犯指導その他の連絡を行うものであり、困りごと、意見要望等の聴取に当たるほか、各種情報収集活動を行うものとする。

ウ 待機とは、直ちに出勤することができる体制を保持しつつ、警備艇の点検、整備並びに勤務日誌、基礎資料簿等の作成、整理を行うものとする。

(2) 特別勤務とは、海上における事件、事故及び災害発生時における現場活動、水難救助活動、特定の警戒警備活動等に当たるものをいう。

(3) 船舶職員の勤務は、警備艇の航行業務、待機及びその他特に命ぜられた業務をいう。待機

時においては、警備艇の船体各部、機関及び機器類の点検、整備並びに清掃のほか、航行日誌その他の書類作成及び警備艇の係留、保全に必要な係留地周辺の視察並びに環境整理に当たるものとした。

#### 5 指揮系統（第9条関係）

- (1) 警備艇による警察活動の指揮は、乗船警察官のうち上位の階級にある者（以下「上級者」という。）が行うものとするが、特別な任務で乗船警察官以外の警察官が一時的に乗務する場合において、使用責任者が特に指揮する者を指定した場合には、当該指定された者が行うこととし、その責任の所在を明確にした。

（例えば、密漁取締りのため一時的に保安係長を乗務させた場合は取締責任者である保安係長を責任者として指定する場合など。）

また、応援派遣により、派遣先の警察官が乗船し、一時的に複数所属の警察官により運用が行われる場合は、派遣先の警察官の上級者若しくは派遣先の所属長が指定した者が指揮して行うものである。

- (2) 船長は、海事法令上、船長固有の職務権限を有していることから、その権限の範囲内において、警備艇の航行に関して船舶職員を指揮監督するとともに、警備艇の安全な航行を図るために必要な保全、整備に関する責任を負うものとした。

#### 6 運用区域（第10条関係）

警備艇の運用区域を、通常運用区域と広域運用区域とに分け、それぞれの活動範囲と海域の呼称を明示したが、運用海域については、別図「運用海域図」に示したとおりとする。

また、警備艇の航行区域は沿海区域であるが、沿海区域とは、陸岸から20海里以内の水域をいう。

#### 7 運用計画等（第11条関係）

- (1) 運用責任者は、警備艇の広域運用について使用責任者と協議の上、年間の広域運用計画及び広域運用訓練計画を策定するとともに、その結果について、広域運用実施結果及び広域運用訓練実施結果を作成し、本部長に報告するものとした。

- (2) 使用責任者は、毎月、運用責任者が策定した広域運用計画の内容を盛り込んだ活動計画を策定するとともに、月間活動報告及び広域運用実施状況を作成し、運用責任者に報告するものとした。

#### 8 活動計画の変更（第12条関係）

- (1) 上級者又は船長は、突発事案等の発生及び天候の悪化など特別の事情により、第10条第2項の月間活動計画による警備艇活動を変更しなければならない理由が生じた場合は、速やかに使用責任者の承認を受けるものとした。ただし、使用責任者の承認を受けいとまがない場合は、必要な措置を講じた後、その結果を速やかに報告しなければならない。

- (2) 使用責任者は、活動計画の変更が広域運用によるものである場合には、速やかに運用責任者に報告することとした。

#### 9 広域運用（第13条関係）

広域運用計画に基づいて警備艇を運用する場合は、運用海域ごとに定める拠点港を拠点に活動することとしたが、活動内容によっては他の港を拠点とした方が適当である場合、又は応援派遣要請を受けて派遣先警察署の指定する港に入港する場合は、それらの港を拠点に活動することとしたものである。

#### 10 応援派遣（第14条関係）

- (1) 警備艇の派遣を要請する所属長（以下「派遣要請者」という。）は、要請理由、派遣期間等について警備艇派遣要請書により、運用責任者を経て本部長に申請することとした。ただし、突発事案等により緊急やむを得ない場合は、口頭で要請することができるが、事後速やかに警備艇派遣要請書を提出することとした。

- (2) 運用責任者は、警備艇の応援派遣に係る活動区域、方法、派遣先港（停泊港）、乗船人員等について使用責任者と協議の上、派遣要請者に必要な指示を行うことができたこととした。

#### 11 使用責任の移転（第15条関係）

- (1) 警備艇の通常運用時の使用責任は、使用責任者にあるが、広域運用時における使用責任は、運用責任者が負うものとした。

(2) 警備艇の応援派遣を受けた所属長は、第14条第1項の規定にかかわらず、警備艇が指定した場所に入港し、指揮下に入ったときから応援派遣が解かれるまでの間、使用責任者として警備艇勤務員の指揮監督の任に当たるものとした。

12 航行上の措置（第16条関係）

航行中は、水上警察旗制式の規定により水上警察旗を掲げることとした。ただし、犯罪捜査その他水上警察旗を掲げることが職務遂行上支障があるときは、水上警察旗を掲げないことができるものとした。

13 点検区分（第19条関係）

警備艇の維持管理のための点検として、日常点検、通常点検及び特別点検の3種類に区分し、それぞれの責任者を定めたものである。

本条にいう点検は、内部規定であり、船舶安全法（昭和8年法律第11号）に定める法定検査（定期検査、中間検査）とは異なるものである。

14 整備区分（第20条関係）

(1) 普通整備は、警備艇勤務員が日常実施しなければならない整備をいい、具体的には、警備艇勤務員が行う小修理、補修塗装、帰港後の船体及び甲板等の水洗い等をいうものである。

(2) 定期整備は、年間計画に基づいて行う上架点検整備等をいい、管理責任者が、警備艇の航行実績、維持管理の状況等を勘案して実施するものである。

(3) 臨時整備は、船体の損傷、機関部の故障等により、修理又は整備が必要な場合に臨時に行う整備をいい、使用責任者が実施するものである。

(4) 特別整備は、船舶安全法に定める定期検査（船舶検査証書の有効期間（5年）満了前に受検）又は中間検査（船舶検査手帳に記載された指定日前に受検）のための整備をいい、管理責任者が実施するものである。

なお、整備等で外注修理に出す場合は、警察無線機等を取り外すなど所要の措置を講じること。

15 事故発生時の措置（第22条関係）

使用責任者は、警備艇の事故が発生した場合には、事故の規模に関係なく速やかに運用責任者を経て本部長に報告し、指示を受けなければならない。

事故とは、警備艇の維持管理上の事故（火災等）及び航行に係わる事故（衝突、座礁その他の海難事故）をいうが、船長は、船員法（昭和21年法律第100号）第19条の規定により、関係機関への報告と義務付けられているが、急を要する場合を除いては、使用責任者を通じて報告するものとした。

16 事件、事故等の引き継ぎ（第24条関係）

乗船警察官が警備艇の広域運用区域において取り扱った事件、事故等は、事案の発生地を管轄する警察署で処理することを原則としており、被疑者の逮捕、現場保存、負傷者の救護、危険防止の措置等の所要の措置をとった後、当該警察署に引き継ぐこととしたものである。

17 関係簿冊（第25条関係）

警備艇の管理運用に関し、備え付ける簿冊等を明記したものである。